

## 市第 215 議案 横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、 運営等の基準に関する条例の一部改正

### 1 改正の趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令」が平成 27 年 1 月 16 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日に施行されます。

これに伴い、省令の改正内容を本市条例に反映するため、「横浜市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例」（平成 24 年 12 月横浜市条例第 64 号）の一部を改正します。

### 2 改正内容

- (1) 障害福祉サービスの基準該当生活介護及び基準該当短期入所の事業所の対象に、介護保険制度の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を追加します。【条例第 97 条、第 111 条】

「基準該当」：指定障害福祉サービスとしての基準は満たしていないものの、それに準じた人員配置等の要件を満たすものとして認められたもので、給付費の支給対象となるもの。

- (2) 指定共同生活援助事業所（障害者グループホーム）において、障害支援区分等に関する一定の要件を満たす者に、当該事業所以外の外部のヘルパー等を利用することが経過的に認められていますが、その期限を平成 27 年 3 月 31 日から平成 30 年 3 月 31 日に延長します。【条例附則第 6 項、附則第 7 項】

### 3 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

◎今回の省令改正のうち条例改正を見送る事項

**(1) 省令の内容 「病院の敷地内における指定共同生活援助の事業の経過的特例」**

指定共同生活援助（障害者グループホーム）については、病院敷地内への設置は認められていませんが、長期入院精神障害者の地域移行を促進するため、平成 36 年度末までの間、一定の要件を満たす場合に、精神科病院の敷地内において障害者グループホームの事業を試行的に行うことができるとする特例を設けるものです。

- <主な要件>
- ・病院の精神病床の減を伴うものであること
  - ・構造的に独立性が確保されていること
  - ・利用期間を原則として 2 年以内とすること など

**(2) 条例改正を見送る主な理由**

- ・ 病院敷地内の設置については、精神障害者関係団体から障害者の地域移行に逆行するものであるとの反対もあり、本市としても、今後、他の都道府県の実施状況を見つつ、その実行性や効果等を見極めた上で、導入の可否をあらためて検討する必要があると考えられること。
- ・ 平成 36 年度末までの間の試行的な実施であり、今後 3 年間の実績を踏まえて、4 年後を目途にサービスのあり方の検討が行われる経過的なものであること。

改正案	現 行
<p>(<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例</u>)                      第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。))第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)                      又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)</u>が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)<u>又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第180条の指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)</u>のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第181条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。</u>)又は<u>指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第181条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)</u>(以下「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>」という。)を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>については適用しない。</p> <p>(1) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項又は第181条第1項の登録者をいう。))の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサー</u></p>	<p>(<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例</u>)                      第97条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月横浜市条例第77号。以下「指定地域密着型サービス基準等条例」という。))第83条第1項の指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)                      が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準等条例第82条の指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の<u>指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。</u>)を基準該当生活介護の事業を行う事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、<u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>については適用しない。</p> <p>(1) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第1項の登録者をいう。))の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサ</u></p>

改正案

現行

ビスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第7項のサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))にあつては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所を除く。))にあつては登録定員に応じて、次の表に定める通いサービスの利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	通いサービスの利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居

ービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を25人以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスを利用する者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下「通いサービスの利用定員」という。)を登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間

改正案	現 行
<p>間及び食堂(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号又は第185条第2項第1号)の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条又は第181条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(第5号省略)</p>	<p>及び食堂(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第1号)の居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。</p> <p>(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準等条例第83条に規定する基準を満たしていること。</p> <p>(第5号省略)</p>
<p>(基準該当短期入所の基準)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項又は第</p>	<p>(基準該当短期入所の基準)</p> <p>第111条 短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者であって、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準等条例第83条第5項の宿泊サービスをいう。次号及び第3号において同じ。)を提供するものであること。</p>

改正案	現 行
<p>181条第6項の宿泊サービスをいう。次号及び第3号において同じ。)を提供するものであること。</p> <p>(2) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、6人)までの範囲内とすること。</p> <p>(3) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等</u>に個室(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第2号ウ又は第185条第2項第2号ウの個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(第4号省略)</p>	<p>(2) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。)を通いサービスの利用定員の3分の1から9人までの範囲内とすること。</p> <p>(3) <u>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所</u>に個室(指定地域密着型サービス基準等条例第87条第2項第2号ウの個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。</p> <p>(第4号省略)</p>
<p>附則</p> <p>(第1項から第5項まで省略)</p> <p>(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>6 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成30年3月31日までの間、当該利用者について、第199条第3項の規定は、適用しない。</p> <p>7 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。第1号及び第2号において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成30年3月31日までの間、当該利用者について、第199条第3項の規定は、適用しない。</p> <p>(第1号、第2号及び第8項から第13項まで省略)</p>	<p>附則</p> <p>(第1項から第5項まで省略)</p> <p>(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)</p> <p>6 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当するものが、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者について、第199条第3項の規定は、適用しない。</p> <p>7 指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号の区分4、同条第6号の区分5又は同条第7号の区分6に該当する者が、共同生活住居内において当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。第1号及び第2号において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成27年3月31日までの間、当該利用者について、第199条第3項の規定は、適用しない。</p> <p>(第1号、第2号及び第8項から第13項まで省略)</p>